

各 位

2009年6月16日

無名会幹事長 米山 尚志

無名会研修委員長 竹山 尚治

無名会研修のお知らせ

「小売等役務商標の出願と中間処理」

拝啓 時下益々ご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、無名会では、平成21年度の研修を下記のとおり企画致しましたのでご案内致します。

2007年4月に小売等役務商標制度が開始され、既に多数の登録商標が誕生しておりますが、同時に、3条1項柱書や4条1項11号の拒絶理由、また、使用に基づく特例の適用主張など、小売等役務特有の対応に苦慮されておられる先生方も多いのではないのでしょうか。

本研修は、これまでに多くの小売等役務商標出願・中間処理をご経験されている、羽鳥亘先生、中村希望先生をお招きし、出願時のポイント、具体的な中間対応策等をお話し頂きながら、小売等役務商標をとりまく現状と今後を皆さまで考える場となることを狙いとしております。

参加をご希望の方は、下記参加申込書に必要事項をご記入の上、7月6日(月)迄にFAX又はe-mailにてお申し込み下さい(参加希望者多数の場合は、定員にて受付終了となりますのでご了承下さい)。

多くの方のご参加をお待ちしております。

敬具

< 記 >

日 時 : 2009年7月13日(月) 18:30~20:40 (受付開始 18:00)

場 所 : 弁理士会館地下1階 AB 会議室

テーマ : 『小売等役務商標の出願と中間処理』

講 師 : 羽鳥国際特許商標事務所 弁理士 羽鳥 亘 先生、弁理士 中村 希望 先生

会 費 : 無名会会員 : 1,000 円 / 無名会会員以外 : 2,000 円 (当日徴収させていただきます)

定 員 : 50名 (申込みの先着順で締め切ります)

※尚、研修後、懇親会を行う予定です(懇親会費用:2000円)

【講師より】

小売等役務商標制度が始まって2年経過し、特例期間中に出願された小売等役務商標の処理も一段落しつつあります。そこで、指定役務の選定・記載の仕方、総合小売及び特定小売に関するそれぞれの使用証明の方法、事業計画書の作成要領等、出願と中間処理の具体的方法について事例を交えて検討し、小売等役務商標出願をスムーズに登録する方法を考えます。

この研修は、日本弁理士会の継続研修として認定を申請中です。

この研修を修了し、所定の申請をすると、選択科目として2単位が認められる予定です。(15分以上の遅刻や、中座・早退した場合には、単位が認められませんのでご注意下さい)